

第1章 総則

第1条 (名称)

当会の名称は“Tokyo Marunouchi Innovation Platform”と表記し、“トウキョウマルノウチイノベーションプラットフォーム”と呼称する。

第2条 (企画・運営・管理)

当会の企画・運営・管理には一般社団法人 TMIP（以下「当社団法人」という。）が当たるものとする。

第3条 (目的)

当会は、大手町・丸の内・有楽町地区及びその周辺地区（以下総称して「当地区」という。）のイノベーション・エコシステム形成や新規事業創出、それらをもって我が国の持続可能な産業発展に寄与することを目的とし、会員（第5条に定義する。）の事業創出支援、マッチング、セミナー、イベントの開催等を行う。

第4条 (活動年度)

当会の活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第5条 (会員の種類)

会員（第7条乃至第11条に定める入会手続に従い当会に入会した法人（法人に準ずる組織を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

①スタンダード会員

自社による新規事業創出及び自社の提案する事業・企画について当会の枠組みを活用した支援を受けることができる企業

②ライト会員

自社による新規事業創出及び自社の提案する事業・企画について当会の枠組みを活用した支援（当社団法人が指定する一部の内容に限る。）を受けることができる企業であって、会費の納入を要しない者（スタートアップ会員を除く。）

③スタートアップ会員

自社による新規事業創出及び自社の提案する事業・企画について当会の枠組みを活用した支援（当社団法人が指定する一部の内容に限る。）を受けることができる、原則として入会時において設立後10年以内である非上場企業であって、会費の納入を要しない者

④ゴールドパートナー

大企業やスタートアップ等の事業の創出・加速を支援するため、自社のコンテンツ又はノウハウを提供することができる企業・団体・大学・行政機関等

⑤パートナー

大企業やスタートアップ等の事業の創出・加速を支援するため、自社のコンテンツ又はノウハウを提供することができる企業・団体・大学・行政機関等であって、会費の納入を要しない者

第6条 (会員資格条件)

当会への入会を希望する全ての法人及び当会所定の入会申込書（以下「入会申込書」という。）に登録代表者又は連絡先として記載される者（以下総称して「登録者」という。）は、次の各号に定める条件を全て満たさなければならないものとする。

①当会の目的を理解し、当社団法人が定めた規約その他の規定を遵守できる者

②当会の会員にふさわしい品位と社会的信用のある者

③反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、過激行動団体その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しない者

④反社会的勢力を利用し、その維持若しくは運営に協力し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する等の反社会的行動に関与していない者

⑤不渡り等により金融機関等取引停止状態にない者

⑥破産、民事再生等の倒産手続開始の申し立てを受けておらず、又は自らについて申し立てしていない者

第7条 (スタンダード会員の入会手続)

スタンダード会員として当会に入会することを希望する法人（以下本条において「入会希望者」という。）は、入会申込書を提出後、当社団法人の審査及び承認を得た上で、第13条第1項に定める会費を当社団法人の定める期日までに当社団法人に対し納入するものとする。

2. 前項において当社団法人はその自由な裁量により入会希望者による入会申込みを承認し又

は承認しないことができ、承認するか否かにかかわらずその理由を示すことを要しない。

3. 第1項の会費の納入を当社団法人が確認したことをもって、入会希望者と当社団法人との間で本規約による当会の利用に係る契約（以下「当会利用契約」という。）が成立し、入会希望者は当会のスタンダード会員となるものとする。

第8条（ライト会員入会手続）

ライト会員として当会に入会することを希望する法人（以下本条において「入会希望者」という。）は、入会申込書を提出後、当社団法人の審査及び承認を得るものとする。

2. 前項において当社団法人はその自由な裁量により入会希望者による入会申込みを承認し又は承認しないことができ、承認するか否かにかかわらずその理由を示すことを要しない。
3. 第1項の当社団法人の承認をもって、入会希望者と当社団法人との間で当会利用契約が成立し、入会希望者は当会のライト会員となるものとする。

第9条（スタートアップ会員入会手続）

スタートアップ会員として当会に入会することを希望する法人（以下本条において「入会希望者」という。）は、入会申込書を提出後、当社団法人の審査及び承認を得るものとする。

2. 前項において当社団法人はその自由な裁量により入会希望者による入会申込みを承認し又は承認しないことができ、承認するか否かにかかわらずその理由を示すことを要しない。
3. 第1項の当社団法人の承認をもって、入会希望者と当社団法人との間で当会利用契約が成立し、入会希望者は当会のスタートアップ会員となるものとする。

第10条（ゴールドパートナー入会手続）

ゴールドパートナーとして当会に入会することを希望する法人（以下本条において「入会希望者」という。）は、入会申込書を提出後、当社団法人の審査及び承認を得た上で、第13条第1項に定める会費を当社団法人の定める期日までに当社団法人に対し納入するものとする。

2. 前項において当社団法人はその自由な裁量により入会希望者による入会申込みを承認し又は承認しないことができ、承認するか否かにかかわらずその理由を示すことを要しない。
3. 第1項の会費の納入を当社団法人が確認したことをもって、入会希望者と当社団法人との間で当会利用契約が成立し、入会希望者は当会のゴールドパートナーとなるものとする。

第11条（パートナー入会手続）

パートナーとして当会に入会することを希望する法人（以下本条において「入会希望者」という。）は、入会申込書を提出後、当社団法人の審査及び承認を得るものとする。

2. 前項において当社団法人はその自由な裁量により入会希望者による入会申込みを承認し又は承認しないことができ、承認するか否かにかかわらずその理由を示すことを要しない。
3. 第1項の当社団法人の承認をもって、入会希望者と当社団法人との間で当会利用契約が成立し、入会希望者は当会のパートナーとなるものとする。

第12条（会員種類の変更）

会員は、自らが次の各号に定める種類の会員である場合、いつでも次項及び第3項に定める手続に従い、それぞれ当該各号に定める別の種類の会員に変更することができる。

- ①ライト会員である場合：スタンダード会員
- ②スタートアップ会員である場合：スタンダード会員
- ③パートナーである場合：ゴールドパートナー

2. 前項の変更は、変更を希望する会員が、変更後の種類の会員区分を選択し所定の事項を記載した入会申込書を当社団法人に提出する方法によるものとする。当社団法人が当該入会申込書を受領した後15営業日以内に変更を承認（かかる承認は当社団法人の自由な裁量によるものとし、承認するか否かにかかわらず当社団法人はその理由を示すことを要しない。）した場合、当該会員は、承認日の属する月の翌月初日より変更後の種類の会員となるものとする。
3. 前項の申込をした会員は、前項の承認を得た場合、次条第1項に定める会費を当社団法人の定める期日までに当社団法人に対し納入する。かかる期日までに当該会費が納入されなかった場合、かかる期日の翌日から起算して当該会費が納入されるまでの間、当社団法人は、当該会員を変更前の種類の会員として取り扱うことができる。
4. 会員は、自らが次の各号に定める種類の会員である場合、次項に定める手続に従い、それぞれ当該各号に定める別の種類の会員に変更することができる。
 - ①スタンダード会員である場合：ライト会員又はスタートアップ会員
 - ②ゴールドパートナーである場合：パートナー
5. 前項の変更は、変更を希望する会員が、活動年度の末日の1か月前までに、変更後の種類の会員区分を選択し所定の事項を記載した入会申込書を当社団法人に提出する方法によるも

のとする。当社団法人が当該入会申込書を受領した後 15 営業日以内に変更を承認（かかる承認は当社団法人の自由な裁量によるものとし、承認するか否かにかかわらず当社団法人はその理由を示すことを要しない。）した場合、当該会員は、翌活動年度の開始日より変更後の種類の会員となるものとする。

6. 本条に定める場合のほか、当社団法人は、会員が希望する場合、自らの裁量により当該会員の種類変更を認めることができる。

第13条（会費）

スタンダード会員又はゴールドパートナーになろうとする者は、第 7 条、第 10 条又は前条第 3 項に従い、次の各号に定める会費及びこれに対する消費税等を当社団法人に対し納入する。但し、活動年度の途中で入会又は会員種類の変更をした場合の会費の額は、当該活動年度に限り、入会月（第 7 条又は第 10 条に基づき当会の会員となった日の属する月をいう。）又は変更月（前条第 2 項に基づき変更後の種類の会員となった日の属する月をいう。）に応じて月割計算した金額とする（例：入会月が 8 月の場合→40 万円）。

①スタンダード会員：金 60 万円也（税抜）/年度

②ゴールドパートナー：金 60 万円也（税抜）/年度

2. スタンダード会員及びゴールドパートナーは、前条第 4 項乃至第 6 項に基づき翌活動年度の会員種類がスタンダード会員及びゴールドパートナー以外のいずれかに変更される場合を除き、毎活動年度の末日までに、翌活動年度分の会費として、前条各号に定める会費及びこれに対する消費税等を当社団法人に対し納入する。
3. 会費はいかなる理由があっても返還しない。
4. 会員は、会費のほか、本サービス（第 21 条に定義する。）の内容に応じて、実費その他必要な費用及びこれに対する消費税等を負担する。
5. 会員が当社団法人に支払うべき会費その他の費用等の支払方法は、当社団法人が発行する請求書記載の銀行口座に振り込む方法とする。なお、振込手数料は会員が負担する。

第14条（除名）

当社団法人は、会員又はその登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。

①会費その他を滞納し、当社団法人からの期日を定めた催告に応じない場合。

②当会の趣旨に反する営利を目的とした活動などの行為があった場合。

③当会又は当社団法人の名誉若しくは信用を毀損し、又は秩序を乱した場合。

④規約その他当社団法人の定める規定に違反した場合。

⑤入会又は会員種類の変更に際し虚偽の申告をしたことが明らかになった場合。

⑥第 6 条各号のいずれかを満たさなくなった場合。

⑦当社団法人が当会の会員として不適当と判断した場合。

第15条（会員資格の譲渡）

会員は、会員資格又は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

第16条（会員の登録者の変更）

会員は、当会所定の書面により当社団法人の承認を得て登録者を第 6 条の会員資格条件を満たす別の者に変更することができる。

第17条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失し、当社団法人と当該会員との間の当会利用契約は失効する。

①退会した場合

②除名された場合

③法人の解散又はその他これに準ずる場合

第18条（退会）

会員は、会員資格の有効期間満了前であっても当会所定の書面により退会の申出をすることにより、当該申出をした日の属する月の翌月末日をもって当会を退会することができる。

第19条（会員資格の期限）

会員資格は入会した活動年度のみ有効とし、会員は次項に定める場合を除き、当該期間の満了により当会を退会する。

2. 活動年度の末日の 1 か月前までに当社団法人又は会員のいずれかから相手方に対する特段の意思表示がない場合には、会員資格及び当社団法人と当該会員との間の当会利用契約は自動的に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

第20条（当会への協力）

当団法人が会員に対し当会の活動について協力を依頼した場合、会員は合理的に可能な範囲でこれに協力する。

2. 当団法人は当会の目的のために必要な範囲で、会員の名称、ロゴ及び活動内容を公開することができる。

第2章 提供サービス

第21条（サービスの内容）

当会が会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」という。）の内容については、当団法人が別途定め、当会ホームページで公表するものとする。なお、当団法人は、本サービスの内容について、会員に事前に連絡することなく、一部又は全部の内容を変更、追加、廃止することがある。また、本サービスの一部は全ての会員を対象としない場合がある。

第3章 個人情報の取り扱い

第22条（個人情報の管理・運営等）

当団法人は、登録者その他会員の役職員の個人情報（以下「会員の個人情報」という。）について、当団法人の個人情報保護方針に則り適切な取り扱いと保護に努めるものとする。

第23条（個人情報の利用目的）

当団法人は、会員の個人情報を次の目的のために利用する。

- ①本サービスを会員に提供するため。
- ②会員からの問い合わせ、相談等に対応するため。

第24条（匿名加工情報の利用）

当団法人は、会員の個人情報を個人が特定できない情報として加工した上で、会員及び登録者の動向や志向の調査・分析を行い、会員及び登録者の満足度向上に向けた施策を検討・実施するために利用する場合がある。

第25条（個人情報の共同利用）

当団法人は、会員の個人情報を以下のとおり共同利用する場合がある。

①共同利用する団体の範囲

当団法人、三菱地所株式会社、三菱地所株式会社の有価証券報告書に記載する関係会社

②共同利用の目的

本サービスを提供するため。加えて、会員及び登録者の動向や志向の調査・分析を行い、会員及び登録者の満足度向上に向けた施策を検討・実施するため。

③共同利用する個人情報の項目

性別、年齢、メールアドレス、所属企業、業種、役職、その他会員が当会への入会若しくは会員種類の変更又は第16条に基づく登録者の変更に際し当団法人に提供した情報

④共同利用する個人情報の管理責任者

三菱地所株式会社
東京都千代田区大手町一丁目一番一号
代表執行役 執行役社長 中島 篤

第26条（業務の委託）

当団法人は、本サービスの運營業務の一部を第三者に委託し、当該委託先に対して本サービスの企画・運営に必要な範囲で個人情報を提供することがある。この場合、当該委託先との間で、当該委託先に個人情報の保護を義務付けるための契約を締結するとともに、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 その他

第27条（守秘義務）

本規約でいう秘密情報とは、有形、無形の別を問わず、当会の企画・運営・管理及び利用並びに本サービスに基づく活動（以下総称して「本活動」という。）に関連して当団法人又は会員が相手方から開示を受け、又は入手した情報、資料等をいう（以下、秘密情報の開示を受け又は入手した者を「受領当事者」といい、秘密情報を開示した者を「開示当事者」という。）。但し、次の各号に該当するものを除く。

- ①開示当事者から開示され又は入手した時点で、既に公知となっているもの
- ②開示当事者から開示され又は入手した後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- ③開示当事者から開示され又は入手した時点で、既に合法的に自ら保有していたもの

- ④開示当事者から開示され又は入手した後、開示当事者に対して守秘義務を負わず、かつ受領当事者に開示する正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - ⑤開示当事者から開示され又は入手した後、秘密情報を利用することなく独自に合法的に開発、取得したもの
 - ⑥社会通念上、社会的経済的に価値を有しないもの
2. 受領当事者は、秘密情報を、本活動に必要な範囲でのみ使用するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する場合であつて、かつ、必要最小限度の範囲で開示する場合を除く。
- ①自らの役員又は従業員に開示する場合
 - ②本活動にあたり、取引慣行に照らして合理的に必要と判断した結果、自らと委任関係にある弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う外部の専門家に、業務上開示する場合
 - ③法令等に基づき自らが開示義務を負っている場合、又は官公庁・裁判所等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合
3. 受領当事者は、前項により開示当事者の同意を得て秘密情報を開示した第三者（法令上の守秘義務を負っている者を除く。）に対して、本条に定める守秘義務と同等の義務を負わなければならない。
4. 受領当事者は、前項第3号により秘密情報を開示した場合、速やかに開示当事者にその旨を通知する。但し、開示当事者への通知が開示の目的の支障となるおそれがある場合を除く。
5. 受領当事者は、秘密情報の漏洩を知った場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに開示当事者に報告するものとし、直ちに漏洩の予防又は拡大防止措置をとらなければならない。
6. 受領当事者は、開示当事者から秘密情報の返還を求められた場合、速やかに秘密情報（その複製物を含む。）を開示当事者に返還し、又は開示当事者の承諾を得てこれを廃棄若しくは消去しなければならない。
7. 前項にかかわらず、受領当事者は、法令上又は自己の内部規則上の理由により秘密情報の保持が必要な場合には、有効期間満了後も本条に定める守秘義務を引き続き負担することを条件に、当該秘密情報の保持を継続することができる。
8. 当社団法人及び会員は、相手方が本条に違反し又は違反するおそれがある場合には、当該違反行為の差止めを請求することができる。
9. 当社団法人及び会員は、相手方が本条に違反した場合（第2項第1号又は第2号に基づき当該相手方から秘密情報の開示を受けた者が本条により認められる事由を除き秘密情報を第三者に開示又は漏洩した場合を含む。）には、相手方に対し、当該違反行為により被った損害の賠償を請求することができる。
10. 本条で定める守秘義務は第17条に基づき会員資格が喪失した日から2年間が経過する日まで効力を有するものとする。

第28条（当会の変更・廃止）

当社団法人は、当社団法人が必要と認めたときは、当社団法人の定める方法により相当の期間を定め会員に予告した上で、当会の運営形態を変更し又は当会を閉鎖することができるものとする。

2. 前項により当会が閉鎖された場合、当社団法人は会員との当会利用契約を解除できるものとし、会員はこれに対して何らの異議を述べず、また損害賠償請求等いかなる請求も行わないものとする。

第29条（会員等の損害賠償責任）

会員が当会の利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により当社団法人又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責を負うものとする。

第30条（免責事項）

当社団法人は、当会の運営形態の変更及び閉鎖並びに本サービスの中断・停止によって生じた会員の損害については、一切責任を負わない。

第31条（規約の変更）

当社団法人は本規約を随時変更することができるものとする。当社団法人は、当会ホームページに変更後の規約を掲示する方法により会員に対し本規約の変更を通知するものとし、変更後の規約は掲示された時点から効力が生じるものとする。なお、当社団法人は本規約の変更により生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第32条（知的財産の取り扱い）

当会の活動に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウに係る権利の取扱いは当社団法人及び会員の協議により別途定めることとする。

第33条（裁判管轄）

本規約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第34条（施行）

本規約は 2025 年 7 月 1 日より施行するものとする。